

情報セキュリティ対策基本方針

平成 19 年 7 月 1 日

愛媛県後期高齢者医療広域連合

1. 目的	2
2. 定義	2
3. 対象とする脅威	2
4. 適用範囲	2
5. 職員等の遵守義務	3
6. 情報セキュリティ対策	3
7. 監査の実施	3
8. 情報セキュリティポリシーの自己点検及び見直し	3
9. 情報セキュリティ対策基準の策定	4
10. 情報セキュリティ実施手順の策定	4

情報セキュリティ基本方針

1. 目的

本基本方針は、愛媛県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、広域連合が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

2. 定義

(1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(4) 情報セキュリティポリシー

本基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。

(5) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(6) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(7) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

3. 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 部外者の侵入、不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、プログラム上の欠陥、操作ミス、故障等の非意図的的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等

4. 適用範囲

(1) 行政機関の範囲

本基本方針が適用される行政機関は、広域連合とする。

(2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- ア ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、機器等、電磁的記録媒体
- イ ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
- ウ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

5. 職員等の遵守義務

職員、非常勤職員及び臨時職員（以下「職員等」という。）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

6. 情報セキュリティ対策

上記3の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

(1) 組織体制

広域連合の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する組織体制を確立する。

(2) 情報資産の分類と管理

広域連合の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を行う。

(3) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(4) 物理的及び環境的セキュリティ

情報システム室等、サーバ等機器及びネットワークの管理について、物理的な対策を講じる。

(5) 技術的セキュリティ

アクセス制御、コンピュータウイルス対策、情報システムの管理等の技術的対策を講じる。

(6) 運用

システム開発・導入・保守等・外部委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産への侵害が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するための対策を講じる。

7. 監査の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて監査を実施する。

8. 情報セキュリティポリシーの自己点検及び見直し

情報セキュリティポリシーに沿った情報セキュリティ対策状況について定期的又は必要に応じて自己点検を行う。監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になっ

た場合には、情報セキュリティポリシーを見直す。

9. 情報セキュリティ対策基準の策定

上記6、7及び8に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。

10. 情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

なお、情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより広域連合の行政運営に重大な支障を及ぼす恐れがあることから非公開とする。